

(整理番号 2315)

長野地方最低賃金審議会
第2回各種商品小売業専門部会 議事録

令和6年2月22日公開

開催日時 場所	令和5年9月29日 13時22分～14時35分 長野労働局 1階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3人	定数 3人
	労働者代表委員	出席 3人	定数 3人
	使用者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
<p>○古畑賃金室長</p> <p>それでは、定刻より少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、長野地方最低賃金審議会長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の第2回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員9名中9名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者がありませんでしたので報告いたします。</p> <p>各種統計資料につきましては、資料No.6から8まで、本日時点における最新の状況等の資料を配付させていただいておりますので、ご確認ください。</p> <p>まず、No.6は月例経済報告(令和5年9月26日)内閣府です。No.7は最近の雇用情勢(令和5年8月分)長野労働局です。No.8は使用者側委員から要望のありました、各労働局の特定最低賃金各種商品小売業の審議状況を「特定最低賃金 各種商品小売業 審議状況」としてお示ししています。</p> <p>今後の審議における資料にさせていただければと思います。</p> <p>それではこれからの議事進行につきまして昆部会長、よろしく願いいたします。</p> <p>○昆部会長 お願いいたします。</p>			

本日より各種商品小売業専門部会の具体的な金額審議となります。本年度は物価高、あるいは原材料・エネルギーコストの上昇等、労使双方にとって様々な大変難しい状況の中での議論をお願いすることになると存じます。

また、加えまして、答申にございました専門部会において、次年度以降の在り方についても審議を十分に尽くすことという点がございます。こちら、特定最低賃金検討小委員会の議論におきましても、次年度以降の在り方についての議論はございましたが、やはり専門部会の現場により近く現場のことを御存じの委員の皆様方に十分に議論を尽くしていただき、次年度以降の在り方についてお決めいただくのが適当であろうといった議論がございました。

つきましては、金額とさらに次年度以降の在り方という大変難しい議論もお願いすることになると思いますが、どうぞ双方十分に御議論いただき、労使にとって少しでもよい方向で結論に至ることができるようよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則どおり公開としております。第3回以降の各専門部会につきましても原則公開とし、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の場合は、部会長の判断により非公開といたします。

また、当部会における議事録確認委員につきましては、労働者代表委員、大久保委員、使用者代表委員、笹委員をお願いいたします。

それでは次第に沿って進めてまいります。

まず議題(1)の各種商品小売業最低賃金の改正審議についてです。

昨年度の部会長報告書は資料 No. 3、会長名の答申文が No. 4、今年度の必要性の答申文が No. 5 として配付されておりますので御覧ください。なお、No. 5 の必要性の答申文の記の3に、特に、ただし専門部会において次年度以降の在り方についても審議を十分に尽くすことと答申されておりますので、この点も含めて審議をお願いします。

部会長報告書及び答申文の別紙を見ていただきますと、改正決定に関する項目として、1、適用する地域、2、適用する使用者、3、適用する労働者、4、前項の労働者にかかる最低賃金額、5、この最低賃金において賃金に算入しないものとあります。この4の金額以外の事項については昨年と同じとしてよろしいということについて、まずお諮りいたします。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

○中村委員

今部会長の方から、審議会の答申の中でただし書きがある部分について、それを含めて議論せよというお話でございましたけれども、私の方から、まずそれを審議した上で改正決定の協議を賜りたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○昆部会長

ただいま使用者側からの御意見につきまして、労側はいかがでしょう。

○大久保委員

今おっしゃっていることというのは、先に答申文にある十分に審議を尽くすといったところを先にやるということでしょうか。

○中村委員

そういうことです。

○大久保委員

すみません。一応予備日も入れて3回ありますけれども、その中でまず我々がやらなければいけないのは金額の審議の方の優先順位が高いと思われまます。なので、先に金額を決めてから、残った時間で話し合いをするべきではないかなと思われまます、いかがでしょうか。

○中村委員

いや、違います。優先順位が高いのは必要性の部分であって、その後に改正決定の部分があると理解してまます。

それはなぜか。前回の昨年度の審議の中でもちゃんとお話をしてある内容であります。その部分について、審議会の中で御指摘をしたところ、それは昨年度までは公開ではないというようなことで、議事録は取っていないということで、そういうような流れがないようであるという場でもう一回確認をして議事録に残すというお話の中での話でございますので、そういった部分を最初に片づけた上で、今回はやむなしということで必要性の協議に入りますけれども、そこを承知したということでございまますので、よろしくお祈りしまます。

○昆部会長

ただいま先に在り方の審議をするべきとの御意見をいただきましたが、それに加えて、1～5の、4の金額以外の事項については昨年と同じとしてよろしいかというところは、こちらは。

○中村委員

それはよろしいと思われまます。

○大久保委員

そちらについては、結構です。

○昆部会長

承知いたしました。では、金額以外の項目につきましては昨年と同じということで意見の一致を見たということにさせていただきます。

それでは、金額について、ないしは今御発言いただきましたように、在り方の審議について進めさせていただきます。

○中村委員

ちょっと待ってください。それは最初にそちらのほうを結論づけた上で協議に入ってもらいたい、そういう趣旨でございますので。

○昆部会長

では、まずその在り方を先にするかどうかというところを決定していただいて。では、そこも含めて、今御発言いただいたところもあるかと思えますけれども、労使双方から基本的な考え方を発表していただいて、まずよろしいでしょうか。

○大久保委員

すみません、それはもう今の金額の審議が後回しになるということですか。

○昆部会長

いいえ、その金額の審議を後回しにするかどうかも含めて、基本的な考え方を伺おうかと思ったですけれども、もしも先にその審議のほうをしたほうがよろしいというのであれば、そのように進めてまいります。いかがいたしましょうか。

○大久保委員

議事録に残されるのが公開でないと残らないからという理由で、先にそれをやりたいという中村さんの。

○中村委員

それは私が発言したのではなくて、審議会の……

○大久保委員

今主張されている大本になるところは、議事録に残したいので……

○中村委員

いいえ、違います。そうではなくて、改正決定の申出があつて審議をしましょうという前段のところ、まずは必要性を詰めるべきではないですかという御発言をしたところ、それは部会の中でやってほしいということですね。

○大久保委員

順番まではそこでは話されていません。

○中村委員

まずそちらのほうを最初に話をしたほうがいいですよ。

○大久保委員

先ほど私は言いましたけれども、まずこの場というのは、必要性ありに一応なっています。金額を先に決めるべきではないのでしょうか。

○中村委員

そうは思いませんので、そう私が発言しているということです。

○昆部会長

今の議論につきまして、労使の皆様方からほかに何か御意見等ございますでしょうか。土井委員、よろしく願いいたします。

○土井委員

そもそも小売業を別立てで最低賃金を決めるというのは、何のためなのか、私には分からないなと思いました。ですから、今後の在り方を先にお話ししていただいたほうが合理的ではないかと思います。

というのは、考え方としては、小売業を別立てで考えてこういうことを、雇用者側としては、私としては意味を感じませんので、その議論というのは、あまり意味がないのではないかと思いますので、先に別立てで決めたほうがいいのか、つまりこの会の必要性があるかどうか、こちらからお話ししていただいたほうが、合理性が高いのではないかと思います。

○昆部会長

今の御意見につきましていかがでしょうか。もし何かございましたら。

○中村委員

つけ足して言わせていただくなら、その必要性のところを議論しましょうというふうに申し上げたときに、必要性について申出書はありました、確かに。確かにそれはありましたけれども、その必要性の理由、なぜそれをやる必要があるのか。こういう状況の中でそれをやる必要があるのかというところについてお話をいただいているという理解でございますので、そういうところも含めてお話をいただけないと、なかなかこの審議に入れられないということだと思います。

○大久保委員

繰り返しの発言になりますけれども、まず我々が集まっているのは、各種商品小売の産別の最低賃金というところの金額について論議しましょうというところが大本にあってこの会が開かれています。

その中に申入れというか、答申の中で去年の今説明された中でもそういったところがあるので、きちんと話合いの場を持ちましょうというところで、私のほうも承っています。その話合いというのには、当然話合いをすると答申文に載っていますのですけれども、

順番の部分からすると、この話は簡単な話じゃないと思うのです。おそらく長引くのではないかというのが想定されますので、それを先にやってしまうと肝心の金額が決まらないということになってしまわないかというところに懸念があるというお話をしています。

○中村委員

金額を決める云々ではなくて、協議をするところがこの審議会の部会の使命だと思いますけれども、それが前提だと思っているのですね。

○大久保委員

中村さんがそれを前提だと思われてここに臨まれているのは分かるのですけれども、そもそもこの会議で決めなければいけない優先順位の話を見せていただいています。

○中村委員

優先順位は何度も申し上げているように、必要性がある・なしをまずやった上で、今年の分を決めましょうということではないのですか。

○山本委員

私から確認させていただきたいのですけれども、まず、今年の審議に関しては必要があるということで今ここに臨んでいるということからすると、私の理解になりますけれども、少なくとも948円という県最賃よりは1円は上げなきゃいけないと、ここでそういう結論を出さなきゃいけないという理解なのですけれども、それでよろしいですか。

○柘植労働基準部長

そのとおりですね。8月の審議で必要性がありとなりましたので、それが大前提です。今日つけさせていただきました資料8を見ていただくと、今回の今年度の審議で必要性がありとなったのは青森と長野だけですが、青森と長野が必要性ありで審議をするという選択肢を選んでいきますので、ステップが次に上がっています。

よそは必要性なしか、もしくは申請取下げとなっているから、青森と長野については審議をするというステップになっています。

○山本委員

分かりました。おっしゃっているのは来年度の必要性のお話という理解ですね。

○柘植労働基準部長

そういうことです。

○山本委員

今の審議はここでプラス1円は少なくとも上げないということを前提にしても、来年の必

要性の話に関しては先にしたいという御趣旨ですか。

○中村委員

そうです。その納得をしない限りは、今年度は入らないということです。

○大久保委員

それはどうなのですか。必要性あり……

○柘植労働基準部長

はっきり言って必要性ありなので、審議をしなきゃ駄目なのです。

○中村委員

審議はしますよ。

○柘植労働基準部長

それは前回、公労使皆さん手を挙げていますので、長野と青森が、それはもう手続として。

○中村委員

それは多数決でしたね。

○柘植労働基準部長局

でも全会一致でした。皆さん全員手を挙げていましたので。よそはそうではないので、もう審議をやっていないのです、青森と長野以外は。

○吉村委員

でも、そもそも論として、今年は必要性ありということで集まっているのですから、必要性があるかどうかということも審議の中でまた考えるという形でやったほうがよろしいのではないですかね。

むしろ審議をしていく中で必要性云々ということも分かってくると思うので、もしどうしてもそれを最初に議論したいというのであれば、まず、ここはちょっと調整するしかないですね、一旦出ていただいて。そのかたくなな態度を崩さないのであれば。

○昆部会長

そうですね。進行に関することでもありますし、今、どちらを先にするかところについては、この場に出てきた議論でもございますので、労使双方でお考えを話し合っただけとまとめたところで必要かと思しますので、一度相談の時間を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

< 個別協議 >

○昆部会長

では、再開させていただきます。

議論の順番として、まず先に在り方を審議するべきか、金額を決めるべきかという議論がございましたけれども、今それぞれ御相談いただきまして、どのようなお考えか、いまいちど労使双方にお伺いしたいと思います。

労働側はいかがでしょう。

○大久保委員

あくまでも、先ほども言いましたが、金額のお話を先に進めるべきだと思います。その中で、必要性あり・なしといったところの情報も当然出てきますので、そういうやり取りを踏まえて金額が決まった時点で、来年度の方向性というところについて話し合うほうが、効率がいいかと思われま。

○昆部会長

使側はいかがでしょう。

○中村委員

相談したところ、そもそも論を最初にすべきかな、と思うのですが、審議として今年度の金額の部分をやった上で、それを含めたそもそも論ということで、しっかり時間を確保してもらうというような観点で進めていただければよろしいのではないかとまとまりました。

○昆部会長

では、労使双方とも、まずは金額について審議するという事で意見の一致を見たということになります。

それでは、金額についての審議に入ります。

まず、労使双方から基本的な考え方を発表していただいてから、審議を進めることといたします。つきましては、まず労働者側、次いで使用者側の順で御発言をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、労働者代表委員から発表をお願いいたします。

○大久保委員

では私のほうから、まずお話をさせていただきたいと思います。

まず一つ、情勢の部分の話からさせていただくと、景気の部分とかもあるかとは思いますが、そもそもまずコロナ感染症ということで、ここ3年間、非常にいろいろなものが停滞して制限がかかっていたという状態です。ただ、5月に5類へ移行しまして、インバ

ウンドということで外国人の方、また中国の人は処理水の問題でちょっとという話を聞いていますけれども、インバウンドは確実に戻りつつあるというところで、今まで規制のためになかなかお仕事が、例えば旅行業であったり、飲食業であったりというようなところで仕事ができずというところでほかの業種を選ぶということで小売業を選んで転職していただいていた方もいたのですけれども、だんだんと離れて元の職業に戻られる方も非常に多く見受けられるようになってきているところです。

昨今のところはニュースでもよく言われていますけれども、少子高齢化といったところで、高齢層がどんどん増えているというところで、今現場の労働者もだいぶ高齢化が進んでいます。これは私の企業だけではなくて、おそらくいろんな企業で言えることかと思われまます。そういった状態で若い世代の労働力というのが非常に枯渇して、どの業種からも若い労働力や、その労働力も含めて、取り合いになっているというような現状かと思われまます。

このまま何もしないでいきますと、非常に悔しいのですけれども、小売業というのは人気のない仕事だということがよく言われていますし、データでもそういったところが出ています。ですので、きちんとそういったところは差別化をして、少しでも優位性を持たせるということが必要ではないかいうところがあります。

でないと、このまま減少を、手をこまねいて見ていますと、今はそれで生き延びるかもしれませんが長い目で見たときに労働者がいなくなってしまうと。先を越されてしまうのが小売業になってしまわないようにというところで、注意喚起をしていきたいというところです。

なかなかお話の中で、物価高や、エネルギー高というのも非常に影響を受けています。ただし、これまでお話をさせていただいた中で、過去幸先の不透明さとかというところで内部留保をされるところがだいぶあったのも見受けられていますし、非常にカツカツだということでもあるのですけれども、コストをちゃんと売買に転嫁していかなきゃいけない時代がもう来ていますというのは、一つ言えるのではないかというところです。

企業経費をコントロールするのは当然ですが、そこを切り詰めてコスト削減というところの時代では、もう昨今なくなってきているところは訴えさせていただきたいと思っております。

私が全部しゃべってしまうと、ほかの方がしゃべることがなくなってしまうので、樋口さんのほうから。

○樋口委員

審議委員の樋口と申します。よろしくお願いたします。

私のほうから、今、大久保さんがお話しされたことにプラスで、現場に携わる人間として、今の現場の状況を踏まえながら御説明させていただければと思います。

まず小売業というところにつきましては、コロナ禍でエッセンシャルワーカーという立場でありながら、自分たちではプライドを持って業務をさせていただいている中ではあるのですけれども、やはり近年、他社様でもそうだと思うのですけれども、かなり問題になっているのは人、人員数というのはすごくポイントになっているのかなというところで、いわゆる

他業種への離職や、新規採用といったところがなかなか進まないという現状があるように伺います。

特に新規もそうですが、離職というところではこのコロナ禍でかなり進んでしまっているのかなという印象がありまして、例えば、先日頂いた資料の13の統計表などを見させていただきますと、おそらく離職に関わっていたとは思いますが、所定外労働時間が規模5人以上、規模30人以上の企業様におきましても、やはり卸・小売の業種というのが他業種に比べて指数が高いのかなと思います。

これは所定外が増えているということは、おそらく人が減って、その分残った人たちへの業務負担が増えているのではかというところを踏まえると、今度その業務負担がかかった方たちが離職をしてしまう。これが負のスパイラルとなってどんどん人が少なくなっていってしまう。しいては、先ほど大久保さんがおっしゃっていましたが、最終的には人がいなくなってしまって企業として成り立たなくなってしまうのではないかという懸念は持っております。

そういった意味でも、やはり今回の最低賃金といったところはしっかりと議論させていただいて、将来の小売業につなげられるような議論ができればというところで、本日臨ませていただいています。以上です。

○昆部会長

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小林委員

小林と申します。よろしくお願いたします。私も現場で働く一人の声として、今日は述べたいと思っております。

私も今、店舗の総務というところでお仕事をしておりまして、その中で教育と採用のほうもさせていただいております。現状、小売業というのは、やはり長野県の皆様の食卓と生活を守るということと、あとは社会的インフラとしての機能も持っているというの、そんな観点からして営業時間も長いということが事実です。

その中で、採用をかけていけど、なかなか募集に来ない。本当に慢性的な人手不足というのは、小売業だけでなく、一般的にもそういうふうに言われてはいますけれども、その中で特に小売業に関しては、なかなか採用に至っていないというのが現実です。

そういった採用難、人手不足の中で、私はイオンなのですが、イオンの中でも今年度から制度を変えました。やはりパート社員に関しては65歳定年、その後はGGパートナーとして70歳まで雇用ということだったので、今年度から、シニアGGパートナーという制度が新たにできまして、70歳から75歳まで雇用をする。また時給月給社員に関しても、エルダー社員というものが増えまして、その中で65歳定年を70歳まで引き延ばし、やはり本当に年齢の高い方たちも頑張っていただかないと、もうお店が回らないというのが現状です。

本当に小さな塊でいいますと、同じスーパーの中でもそれぞれの売り場があります。売り場によっても賃金は違うのです。それはどうしてかということ、採用によってなかなかレジ、お金が集まり、お客様と最終的に接客に関わる場所に関しては、なかなか応募が来ないので、イオンの中でも賃金をプラスして加給しています。

水産とかデリカに関しても、油を使い、匂いとか、魚とかいろいろありますよね。そういうものによって賃金を変えております。

ですので、この必要性あり・なしということよりも、そういった面の現状を知っていただきたいと思います。

以上です。

○昆部会長

次に、使用者代表委員から発表をお願いします。

○中村委員

中村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、基本的な考え方ということですが、事業者の現状ということから入りたいと思いますが、総括として発表します。

新型コロナの影響がありますので、これは当然のことながらゼロゼロ融資の返済がピークを迎えているという中で、業績の回復がやはり遅れてきていますので、そういったところは特に元金の返済、利払いの負担、これは倒産になっていくおそれが多々ある。倒産も、小売業含めて増加してきているという状況。さらに水道・電気といった光熱費、特に資材費ですね。原材料高の上昇が厳しくて、資金力が中小企業は乏しいので経営を直撃している、これは現状であります。

また、人材を確保しなければいけないということで、無理をして賃金を上げている、初任給を上げる、それから獲得のための募集をかける、そのために資金繰りをする、そこに圧迫をしていくということで、かなり悪循環になってきているのが実情ということであります。

一般的な調査からいくと、確かに回復はしてきているということで、全産業ではマイナスは前期よりも縮小はしてきていますけれども、小売に関しては三角です。しかも来期、いわゆる冬ぐらいまでの間も三角が続いているということで、回復が遅れているというのが状況でございます。

特に、関東地域の中でも長野県は悪くて、非常に遅いということで、光熱費等の値上げも想定されるので、利益率の利幅が非常に少ないということで、ほとんど利益が上がっていないのではないかとこのくらいだと思います。

そういう中での状況ということですが、特に小規模、私が預かっているのは小規模の事業者です。本当に大手さんじゃないところが小売というのは本当に厳しいという状況でありまして、ほとんど改善の方向にはなっていないという状況だと思っています。

そういった中で、私どもも定点観測調査をしています。価格高騰は相当厳しいということで、価格転嫁の話、今話がありましたけれども、非常にしにくい状況。特に小売の場合は生

活に直結する品物を扱っていますので、それをする転嫁しろといったってそれは難しいです。

価格転嫁の場合には、いわゆる原材料費や何かはできる可能性はありますけれども、コストとか、今の賃金のそういった部分については転嫁しにくいです。どうやって転嫁するというのは非常に難しいところなので、なかなか理解が得られないというところの事情もあろうかと思います。

そういった中で賃上げの状況、また価格転嫁の状況からいきますと、全国の状況で小規模のところを調査すると、長野県でも調査をしていて、価格転嫁については、確かに7割ぐらいがなっていると、できていると言っています。これは大企業が中心でございまして、小規模にスポットを当てた場合には5割以上が転嫁できていないのです。しかも、ほとんどこの春に賃上げができていないかというところできていないのです。

それがなぜかというところ、人件費以外にコストがかかっているから、なかなか上げられないという状況でございまして。

そういった中、私もやはり小売業に出向いて、幾つかヒアリングをさせていただきました。一つはガソリンの小売業なんかは本当に厳しい。これは回復基調に、日銀とかは言っていますけれども、全く二極分化して、大手、そこにぶら下がる下請、これはいいです、これは。だけれども地場の産業の持っている事業者なんかは本当に厳しくて、とんでもないという話です。しかもガソリンですから、売上は全く安定していませんから、全く収益になっていないのです。そういうところで賃金をどうやって出すか苦慮している。

国の補助金が延長されるというような話もあって、これは消費者向けですから、むしろ元売り、元売りはいいと思います。しかし小売のほうにいかないのです。ここからどうやって賃金を出すか、従業員をどうやって養うかというところに来ていると、もうぎりぎりの選択です。しかも私が聞いたところは、市部近郊じゃなくて中山間地です。そこで2軒しかないところはもう1軒倒れるぐらいの状況だということ、それがなくなっちゃったらどうするのですかということ。価格転嫁できないです、賃金の部分は。そういう状況で、これ以上賃金賃上げは反映できなくて、物で渡すかという感じ。そういう状況になっているので、1円、2円がいいという感じは全然ないと御理解いただきたい。

もう一方、パートを雇っている小売業の方にも聞きました。ネット販売で何とかコロナ禍は乗り切ったということだとは思いますが、今、原材料高で相当上がっていて、特に資材費、これが酷い。最低賃金が今のところ920円の時間給でやっていますけれども、948円なんてとんでもないという話です。これに対応するときどうするかといたら、やはり総額は変えないでお休みを取ってくださいという感じになってしまうと。これは全く意味が違わないですか、最低賃金の。そういう状況だということも御理解いただきたいということです。

そうした上で、部会長さんのほうから、在り方の議論も含めてということでございますので、私のほうで申し上げますけれども、ここで少し触れますけれども、そういう意味からいくと、948円という県の最低賃金も相当高い金額だという理解の中で、やはり小売に特化した形で改正決定を行う必要性は全くないと理解をしまして、その理由は幾つか挙げられますけれども、まず、原材料高の部分は申し上げましたけれども、特に消費者物価以上に

企業物価指数が上がっているのです、そういった部分のこと。それから、価格転嫁が難しいということも申し上げました。

また、資金調達をして、就業調査なんか行っても全く意味がなくなっちゃう。国が中小企業等に支援策をやる、そういうふうに言っても、これは実効性が上がっていると思いますか。これから経済対策を打つっていても、じゃあ国会審議して、1月、2月に上がって実行に移すのは2年後、3年後です。それを10月から上げなさいといたって賃金は上がりません。ということと、もう一つ他県の状況を御覧ください。必要性なしというところが多いじゃないですか。というようなことから、やはりそこら辺は御斟酌いただきながら、しっかり在り方を、在り方というのは、必要性はないという認識の下に今年度審議に入りましたけれども、そういう状況の中で御理解いただければと思います。

以上です。

○昆部会長

使用者代表委員の皆様から、ほかにございますか。

○土井委員

では、私の方からお願いいたします。

今、中村委員がおっしゃっていただいたので、つけ加えというか、本当に現場で小さな、小さな中小企業なんていうものではない、零細企業を営んでいる私のほうから申し上げたいと思います。

先ほど内部留保というようなお話をされていたかと思います。いや、もうそれ、どこの会社ですか、うらやましいとつくづく感じました。大手さんは、きっとそういったことができるのかもしれませんが、大手さんは、ではそれを何のためにそのようにしているのか。そういうこともお考えに成られたらいかがでしょうか。

私どものように、本当に自転車操業をしているようなところは、今月分のお給料を来月の10日に出すに当たって、とにかく遅らせてはいけないと思って、毎月毎月、実は月末なんてここで私はのんきにしていられるような状況ではございません。ですから、一律に同じ金額で、948円も大変だなと思いながら、そこに大手さんと同じようにプラス幾らみたいな話になりますと、もう本当に、先ほどおっしゃっていたように、とにかく社員さんたちは一刻も早く帰っていただく、あとは私が片づけておくからというような、残業の分を出してあげられないという状況でございます。

ですから、ルールとしてここで決めなくてはいけないのであれば、それは極力、私は決めたくないですし、同じでいいのではないかと思いますし、それからそこにプラスというのはそれぞれ個々の企業の状況でおやりになられたらどうでしょうと。最低賃金もここでまた上げてしまったら、もう零細企業はやってられません。その辺もお含みいただきたいと思います。

それから、コロナで小売に少し人が流れていらした、そしてコロナが明けてから元の職業に戻っていった、これは当たり前のことです。自分が好きで就いた仕事、そして小売のほう

に行ってみたけれども、やっぱり自分はこれじゃなかったと思って離職していくのは、私は当たり前だと思います。それは金銭的な問題ではないのではないのでしょうか。

それから、今の若い子たちは、何で仕事を決めるか御存じでしょうか。私は若い人たちと一緒に働いておりますけれども、好きな仕事だから、職場環境がいいから、人間関係がいいから、これで今の子たちはお金だけではないです。決して高級な車が欲しいわけでもないし、高級な時計が欲しいわけでもない。ですから、一概に離職しているというのは金銭的な問題だけだとは思いません。

それから高齢化。これは、私はすばらしいことだと思います。65歳、70歳、どんなに年を取っても勤めていただける方がいる。そして雇用してくれる雇用主がいる。すばらしいことじゃないでしょうか。

あと、いろいろな国の補助金が出ます。でも、私もトライしたことが何回かありますけれども、その補助金を頂くための労力。今やらなければいけない仕事がたくさんある中で、プラス補助金の申請をする。これはもう並大抵のことじゃございません。私はいつも日曜日にパソコンを家に持って帰って行って、従業員さんたちにも休んでもらいたいから自分で全部やります。それを考えたら、その補助金があるからいいじゃないかみたいな考え方はおやめいただきたいと思います。

以上でございます。

○昆部会長

笹委員、何かございましたら。

○笹委員

お二人がほとんどおっしゃったので、私からは特にないのですが、一番大切に考えているのは、バランスを取ることが大切だなと思っていて、賃金のほうに目が行き過ぎているのではないかなと思っています。企業もいろいろ今努力もして、人手不足などこも同じだと思いますので、機械化したり、システムに投資したりしながらいろいろやっているのですが、そこら辺のバランスが、今、賃上げのほうにばかり行き過ぎているのではないかと。企業も決して従業員の方々がいてこそその企業ですので、お金を出したくないとかそういう気持ちは、一部の人はあるかもしれませんが、そういったときに、やはり働く職場をきちんと守るとというのが一番企業としての責任だと思うので、そこら辺のバランスが崩れてしまうとよくないと思っていますので、

そこだけです。

○昆部会長

ただいま労使双方から基本的なお考えの発表がありました。それについて質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○大久保委員

土井さんから、私の発言について御意見をいただきましたけれども、内部留保の件に関しては、これまで過去も審議委員をやっていたもので、審議をする中で、使側の方が内部留保とか言いませんけれども、行先が不透明なので備えておかなければならないのでおいそれとは上げられませんよということを内部留保という発言をさせていただいたので、そこは誤解のないようにしていただきたいです。

それと、個々の事業所でやるべきだというのは一理あるとは思いますが。ただし労働組合とかがあるところに関しては、労使の間でそういったところの話合いもできるのですけれども、労働組合もない中小とか零細と言われているところ、そういう表現はよくないのですけれども、そういうところに関しては、誰かが上げてあげないと使用者側が上げると言わない限りは上がらないのですね。なので、そういった意味で、個々のオリジナリティというところでお給料に先ほどバリエーションがついたりとか、手当をつけたりというのは大事なことではあるのですけれども、底上げという意味でそこはやっていかなければいけない。それが最低賃金の考え方の一つでもありますので、そこはまず一つ御理解をいただきたいなというところではあります。

続けてすみません。中村さんからヒアリングをした御意見をお話いただきましたが、一つはガソリンスタンドのお話だったのでしょうか。

○中村委員

そうですね。

○大久保委員

各種商品小売のお話で、ガソリンスタンドは各種商品小売ではなく、せっかく話はしていただいたのですが、話の論点がずれてしまいそうなので、あたかもそっちのほうの話みたいな形でされると、混乱を招かないようにそこは確認させていただきました。

以上です。

○中村委員

今の点で、労使の間でという大久保委員さんの話がありまして、中小・小規模事業者のところの組合のないところの話、なので県の最低賃金が948円まで上がっているのではないかなと思うのですけれども、それは相当上がっていると思うのですけれども、小売のところは昨年は910円だったと理解していますが、それが948円になったって、相当上がっていると思うのですけれども、それでもまだ違うのかということと、そこに特定してまたさらに上げる必要性がどこにあるのかという、その理由を教えてくださいたいのです。

○大久保委員

おそらくそれが必要性あり・なしの話にもなっていくと思うので、これでどんどんお話を重ねさせていただければと思います。

まず、特定最賃の考え方の一つとして、原理原則、ほかの産業よりは差をつけなければい

けないというところに関しては、人材の確保であったり、人材流出とか、技術者であったり、知識者であったり、そういう経験者をきちんと囲っておきたいというのが一つあって、そういったものがされていますよというのが一つあります。

特に小売業に関していうと、よくない表現になりますけれども、昔は土農工商という呼ばれ方をしている中で、非常にほかの産業と比べても小売業のお給料というのは低めの設定でされたままずっと続いているというのが実情です。実際に製造業の人たちと比べてみても、やはり低いというのは事実であるところです。

そこに対して少しでも、確かに40円今回上がったというのは、個人的な意見としてはすごく上がっているというのは分かります。ただし、ほかのみんな足並みをそろえて上がってしまっているという中で、その格差というのはきちんと埋めていかなければならないというのが、この最低賃金の中の考え方としてあります。

そして長野県のお話になってしまうのですが、長野県の特定最賃は、今回稼働しているのは、三種類ありますけれども、その中でもやはり各種商品小売業が一番下の金額でやっています。活動の目標の一つとしてはその差を少しでも縮めようというのも活動原理の中にあつたということもありますので、そういったところがまた差が開いてしまうというようなことであれば、そこはきちんと追いかけていかななくてはいけないということで、最低賃金として、特に特定最賃として人気のないところであるからこそ、残すべきというところで審議をしてきたつもりです。

○中村委員

それは人気じゃなくて、仕事の中身によってというような考え方もあると思うのですが、今の格差を埋めるというところで、いろいろな職種とか働き方がある中で、いわゆる小売の部分の額が決まり、ずっとこういうふうになってきているのかなと思いますので、その平均というか、それを取った上での状況になっているのではないかなと。その製造業とか研究職とか、そういったところとはまた性質が違うのかなと思いますけれども。

○大久保委員

そこも一理おっしゃるとおりの部分はあると思います。本当に専門性の高いところというのは、ちゃんと高い賃金は保障されなければならないと思いますが、だからといって小売業で働く皆さんの賃金が、今の賃金でいいかという話とはまた別の話だと思います。

笹さんなんかは我々と同じ仕事、業種をされている方をずっと見てきていらっしゃるのだから分かりますけれども、どう思いますか。仕事の内容について、今の賃金と折り合っているなと思われませんか。

○笹委員

昔に比べて折り合ってきている。

○大久保委員

最低賃金が上がってきたからということですよ。上げてこなかったらそういうことなのです。今回も40円も上がっているの、かなり上がって、去年も31円上がっていますし、この上がり幅で大分ベースは上がってきてはいます。ただし、それはあくまでベースで、ほかの皆さんも上がってきているので、対比したときに関しては、やはりまだまだ低いと言わざるを得ないというのが現状として残っています。

○笹委員

ただ、小売業もいろいろ種類があるので、一概に何とも言えないところが正直言っているところ、あまり極端に上げると、それについていく体力のある企業はいいですけど、ないところはやっぱり、ここ数年で100円近く上がってきていますから、そこはもうちょっと検討する必要があるのかなと。上がる分には、私もそうですけれども、みんなもうれしいと思いますけれども、ただそれだけでいいのかなというところはあります。

○小林委員

長野県全体の最低賃金が948円に上がっているという中で、例えば主婦の方がパートに出ます。職業が製造業と小売業があった場合、どちらを選びますかというふうになった場合、やはり小売業のほうがどうしても時間帯が長かったりシフト制だったり、製造業のほうは、仕事はハードかもしれませんが、時間帯が安定しているということを考えて場合、小さなお子さまがいらっしゃる、あと自宅で介護されている方がいらっしゃるというときには、どちらが抜けられますかといったときには、どうしても小売が不利になってしまうのです。

そこである程度差をつけていただければ、そこで小売のほうに私は働きたいという方も中には出てきます。現状差をつける・つけないというよりも、やはり環境的に今現状小さいお子さまを持っているお母さんがなかなか働けないということもありますし、介護を持っている方というものもなかなか、預ける施設がないのということ考えると、どうしてもシフト制の職業は嫌がられてしまう。大変そうだねというふうに、お客様からのいろいろな申出とか対応する精神面もなかなか難しいということを経験すると、やはりどこかで差をつけていただきたいというのは、今働いている私たちの願いです。

○中村委員

意味がよく分かりません。

○小林委員

今、現状一緒に上がっています、最低賃金。その中で、やはり小売だけ特定として差をつける必要がありますかという質問の中で、営業時間が長く、日曜日とかというのはその分さらに企業によってはプラス加給がつくのですけれども、なかなか土日出勤で働きますというところで手を挙げる方が少ないということですね。

以上です。

○昆部会長

どなたかほかに御意見等ございますか。

では、労使双方から基本的な考え方について御主張いただきましたので、具体的な金額について御提示をお願いしてもよろしいでしょうか。

まず、労働者代表委員から金額提示をお願いします。

○大久保委員

金額提示というところでございますが、まず最低賃金が10月に948円といったところまで上がりますので、そこをベースとして考えさせていただきたいと思います。長野県の春闘の平均妥結額といったところが、前年同期比全体でプラス1.1%というところがありますので、そちらの部分上乗せをさせていただくということで、958円、48円アップ、地賃より10円アップといったところで提示をさせていただきたいと思います。

○昆部会長

次に使用者代表委員から金額提示をお願いします。

○中村委員

そもそも論という前提はあるのですが、金額ということでありますので申し上げたいと思いますが、県の最低賃金が948円ということで相当額が上がっているということで、前回、昨年が910円でございますので、いろいろな指標を見て照らし合わせてみて、そこから国の賃金改定の部分、小売の部分を見ると1.8%というようなことでございますので、910円の1.8%ではないかというのが基本的な考え方だと思います。そうすると926円ということでございますけれども、これだと県の最低賃金に到底到達しないからということなので、これは駄目だということです。

しからばどうするのかと。消費者物価はどうなるのだろうと。これは3.4%です。910円にそれを乗せるとどのぐらいかというところだと941円です。消費者物価でも県の最低賃金のほうが上です。じゃあこれでも駄目なのかと。これでも駄目なのだねと。消費者物価でも駄目なのだねということになってくれば、春闘の県の妥結額はどうかと見ると、小売は3.6%です。そうした場合943円です。おいおいちょっと待ってくれよと。組合さんが入ってやっている以上、それは県の最賃以下じゃないかと。ここ止まりじゃないかと思うのです。

ということで、以上の観点からどれを取ったとしても、県の最賃が最高です。そこを払うことができるのかというところになっちゃうので、これは948円という提示にならざるを得ないと。

○昆部会長

ただいま労使双方から金額の発表がございましたが、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

○中村委員

ちょっと聞きますが、先ほど春闘の 1.1%と言いましたけれども、なぜそれは県の最賃のところにしないのですか。

○大久保委員

ベースとして、まず……

○中村委員

ベースは昨年の 9 1 0 円ではないのかなと思うのですけれども。

○大久保委員

特定最賃の考え方としては、当然、地賃よりも高く設定されなければならない、差額をつけるなら。

○中村委員

協議はするけれども、そこら辺は高く設定されなければならないということを含めて考えるのかなと思うのですけれども。そこまでぎりぎりに来ているということだと思いますけれども。

○大久保委員

なので、ベースを我々側はそこにしたのですよというところなのでそういう形です。

○中村委員

そこへベースをもっていったということですね。

○昆部会長

ほかに御意見、御質問がございますか。

よろしいでしょうか。さて、労使双方から提示された金額は、労働者側 4 8 円引上げ、時間額 9 5 8 円、使用者側 3 8 円引上げ、時間額 9 4 8 円というものでございました。

御提示いただいた金額にはまだ開きがありますので、労使双方相手側の金額と御主張の内容について、次回の専門部会までに御検討いただきたいと思えます。

その上で、次回専門部会では全会一致の結論で結審できますよう、最善の努力をお願い申し上げます。

最後、議題 (2) その他ですが、事務局のほうで何かございますか。

○古畑賃金室長

それでは、次回の日程について確認をさせていただきます。次回部会は 1 0 月 1 6 日 月曜日、午前 1 0 時から、長野労働局 2 階会議室で開催をいたします。委員の皆様におかれまし

ては御出席いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、お手元に3回目と4回目の開催通知をお配りしておりますので、ご確認ください。
事務局からは以上でございます。

○昆部会長

その他、何かございますか。

労働者代表委員いかがでしょうか。

○大久保委員

厳しい金額提示をいただいたという風に思っておりますが、次回に向けて我々もいろいろ話し合いを進めてまいりたいと思います。前向きな結審となるよう進めていきたいと思っておりますので、使側の皆さんも是非、ご配慮の方をいただければというところでございます。よろしくお願ひします。

○昆部会長

では、使用者代表委員、何かございますか。

○中村委員

特にございませんが、金額のご提示をいただいておりますので、また内部で検討させていただきます。

○昆部会長

それでは、以上をもって閉会といたします。

お疲れさまでございました。

閉 会